

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	親族外の焼骨等の収蔵	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例施行規則（以下「規則」）第13条第2項	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 収蔵理由が親族でない者の焼骨を収蔵するに必要があると判断できるか。</p> <p>2. 親族外焼骨等収蔵承認申請書に戸籍等関係書類を添付し申請しているか。 （規則第13条第2項）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日
	標準処理期間を設定できない理由	